

# 6 総務省

令和7年12月10日(水)6:30現在  
総務省

青森県東方沖を震源とする地震に関する被害状況等について（第9報）

## I 被害状況

### 1. 通信関係

	事業者(サービス名)	被害状況等
固定	NTT 東日本	・被害情報無し
	NTT 西日本	・被害情報無し
	NTT ドコモビジネス	・被害情報無し
	KDDI	・被害情報無し
	ソフトバンク	・被害情報無し
携帯電話等	NTT ドコモ	・被害情報無し
	KDDI (au)	・被害情報無し
	ソフトバンク	・被害情報無し
	楽天モバイル	・被害情報無し

(注) 各事業者に被害状況を確認済。固定は、事業者が把握可能な通信ビルの被害情報を記載。

### ○防災行政無線

- ・都道府県防災行政無線：被害情報無し
- ・市町村防災行政無線：被害情報無し

(注) 自治体が把握可能な範囲の情報を記載。

### 2. 放送関係

被害情報無し

### 3. 郵政関係

日本郵便：

＜局舎被害＞

- ・北海道 10局
- ・青森県 2局

＜窓口休止＞

- ・青森県 1局(八戸中央通局)

### 4. 市町村の行政機能の確保状況（12月9日(火)01:00現在）

震度6強を観測した青森県八戸市、震度6弱を観測した同県おいらせ町及び階上町について、現時点において、災害対応業務に支障が生じるような被害は確認されていない。

## II 総務省の対応状況

○ 12月8日(月)23時15分、総務省災害対策本部（長：大臣官房長）を設置。

- 人的支援について
  - ・ 12月8日(月)23時26分、震度5強以上を観測及び津波警報が発表された北海道・青森県・岩手県の危機管理・防災担当部局宛てに公務員部応援派遣室から「躊躇なく応援要請をされたい」旨のメールを発出。
- 偽・誤情報対策
  - 青森県東方沖を震源とする地震に関して、流通する危険性のあるインターネット上の偽・誤情報への注意喚起を、総務省のSNSアカウントを通じて情報発信を実施。
  - SNSにおける根拠のない情報拡散に対して、利用規約等を踏まえた適正な対応を行っていた様子、主要なSNS等のデジタルプラットフォーム事業者(Google、LINE、ヤフー、Meta、X、TikTok)に対して要請を実施。
- 電波利用料
  - 12月8日(月)以降、災害救助法の適用地域を告知先とする無線局免許人等に対し、電波利用料債権の催促状及び督促状の送付を停止する措置を実施。

### III 事業者等の対応状況

- 1. 通信関係
  - (1) 災害用伝言サービス
    - NTT東日本、NTT西日本、NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイルが災害用伝言サービスを展開中。
- 2. 放送関係
  - (1) NHK
    - 災害救助法が適用された区域内において、半壊、半焼又は床上浸水以上の程度の被害を受けた建物の放送受信契約について、令和7年12月から令和8年1月まで(2か月間)の放送受信料を免除。
  - (2) (一社)衛星放送協会・スカパーJSAT(株)
    - 災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、加入者から申し出があり、被災状況によって視聴が困難と認められた場合に、視聴料等を免除。
  - (3) (株)WOWOW
    - 災害救助法が適用された地域の加入者を対象に、専用フリーダイヤルを設置し、視聴不能による視聴料免除等に係る質問について、個別に対応。
- 2. 日本郵政グループ関係
  - 災害救助法が適用された地域を対象に、非常取扱いの実施を12/9(火)15時に報道発表
    - ・通帳・証書等や印章をなくされた被災者の貯金等の非常取扱い等
    - ・保険金の支払い等の非常取扱い等

大臣官房総務課防災・調整係  
電話 03-5253-5090  
FAX 03-5253-5091